

札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び 研究活動における不正行為防止に関する基本方針

令和4年12月21日

令和5年6月30日一部改正

1. 趣旨

札幌大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。

2. 法令、指針、ガイドラインの遵守

公的研究費等（科学研究費助成事業、外部研究助成、受託研究費、産学連携契約研究費、学内研究費を含むすべての研究費）の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する法令、国や配分機関等が定める指針・ガイドライン等を遵守します。また、学内諸規程、運用ルール等を明確に定め統一的な運用を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、学内外に周知・公表します。

3. 責任体制

本学に「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「管理責任者（コンプライアンス推進責任者）」を置き、各責任者が責任を持って不正防止対策を推進します。また、各責任者の役割及び権限等を明確化し、学内外に周知・公表します。

4. 研究費の適正な使用と研究費不正使用防止に関する意識の向上

公的研究費（札幌大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程第2条の定義に基づく）は国民の税金が原資であることを念頭に、法令及び学内諸規程を遵守し、効果的かつ効率的な研究費使用に努めます。

また、公的研究費に関わる全ての研究者及び事務職員等に対し、コンプライアンス教育に関する研修及び啓発活動を定期的実施し、不正防止意識の向上を図ります。

5. 研究倫理に関する意識の向上

研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、全ての研究者及び研究活動の運営・管理に携わる事務職員等に対し、研究倫理教育に関する研修及び啓発活動を定期的実施し、倫理意識の向上を図ります。

6. 相談窓口の設置

公的研究費等の使用に関するルール、事務手続き等について、学内外からの相談を受け付けるための相談窓口を設置します。

7. 告発等の取扱い

公的研究費等の不正使用、研究活動における不正行為について、学内外からの通報に対応する通報窓口を設置します。通報に対しては、規程等に基づき調査体制及び手続きを明確に示し、公正かつ透明性の高い仕組みにより調査を行います。

8. 不正要因の把握、不正防止計画の策定及び実施

不正発生要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施することで、不正の発生を防止します。また、実施状況を定期的に調査するとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行います。

9. 監査体制

公的研究費の適正な管理のため、本学内部監査室による実効性のある監査体制を整備し、本学監事と連携のうえ、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施します。また、本学監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、全学的観点から確認し、その結果を理事会等で定期的に報告し意見を述べます。

以上